

品川区教育委員会会議記録

平成21年 第14回 定例会

場 所 教育委員室

期 日 平成21年10月27日

開 会 午後2時00分

閉 会 午後3時10分

出席委員	委 員 長 安尾 久子 委員長職務代理者 細川 珠生 委 員 市川 信之助 委 員 鈴木 敏夫 教 育 長 若月 秀夫
欠席委員	

出席職員	教 育 次 長 市川 一夫 庶 務 課 長 田村 信二 学 務 課 長 富田 祥子 指 導 課 長 冠木 健 小中一貫教育担当課長 和氣 正典 品川図書館長 小川 陽子
------	---

議事運営および 委員長、教育長報 告事項等	<ul style="list-style-type: none"> 署名委員に細川委員、鈴木委員を指名。
-----------------------------	--

件名	<p style="text-align: center;">日程第1 第88号議案</p> <p style="text-align: center;">教育長に対する事務委任規則の一部を改正する規則について</p>
担当課説明等	<p>(庶務課長)</p> <ul style="list-style-type: none"> 資料に基づき説明
委員質疑要旨	<p>(委員B)</p> <ul style="list-style-type: none"> 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条2項4号に規定する事項について代理できるのか。 改正の具体的な必要性に関していえば、人事案件についてはよく分かるが、一般的事項にまで拡げることについてはどう考えるか。 <p>(委員A)</p> <ul style="list-style-type: none"> 改正案の3条2項のただし書きはどのような趣旨か。
事務局説明	<p>(庶務課長)</p> <ul style="list-style-type: none"> 委任はできないが代理は可能である。 <p>(教育次長)</p> <ul style="list-style-type: none"> 改正の具体的な必要性については、実務の実態を考慮すると、一般的事項についても必要性はあると考える。 改正案の3条2項のただし書きは瑣末な事項について報告を不要とするための規定である。
委員意見要旨	<p>(委員B)</p> <ul style="list-style-type: none"> 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条2項の趣旨はできるだけ限定的に解釈されるべきと考える。 <p>(委員E)</p> <ul style="list-style-type: none"> 事務局は現場と接しているので、日常の事務処理は事務局に処理を任せる趣旨と考える。整合性が図られていればよいと考える。
議事結果	<ul style="list-style-type: none"> 継続審議

件名	日程第1 第89号議案 90号議案 県費負担教職員の任免等に関する内申について
担当課説明等	
委員質疑要旨	
事務局説明	
委員意見要旨	
議事結果	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本件は人事に関する案件のため、品川区教育委員会会議規則第16条の規定に基づき、非公開の会議とする。

件名	日程第2 報告事項 平成21年度特別区人事委員会勧告の概要について
担当課説明等	(庶務課長) ・ 資料に基づき説明
委員質疑要旨	(委員B) ・ 今後の区の動きはどうなるのか。
事務局説明	(庶務課長) ・ これから労使交渉が行われ、本会議で議決となる。
委員意見要旨	(特になし)
議事結果	・ 了承